

# 障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会の運営について

## 1 設置目的

障害者差別解消法（以下「法」と同時に施行した明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例（略称「障害者配慮条例」、以下「条例」）は、「合理的配慮の提供」と「障害理解の促進」を柱に、障害のある人もない人も誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを目指している。

地域における障害を理由とした差別を未然に防止するには、障害のある人だけでなく様々な立場の人が障害や障害のある人への理解を深めていくための取組が必要となる。また、実際に差別が起こった場合に、一つの相談機関だけでは対応が難しく、団体や関係機関が関わって解決を目指すことが望ましいケースも想定される。障害の状態や生活環境は一人ひとり異なるため、地域全体で見守りや必要な情報の提供などを行うことが安心して暮らせるまちづくりには重要である。

上記のことから、市や関係機関、事業者、地域の人、障害のある人たちがそれぞれに意見を出し合い、地域における障害を理由とした差別の解消に向けた体制の充実を図るため、法第17条第1項及び、条例第15条第1項の規定に基づき、明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会（以下

「<sup>ちいききょうぎかい</sup>地域協議会」を<sup>せっち</sup>設置する。

## 2 <sup>ちいききょうぎかい</sup>地域協議会の<sup>うんえい</sup>運営について

<sup>ちいききょうぎかい</sup>地域協議会は、<sup>じょうれい</sup>条例に<sup>もと</sup>基づく<sup>もうした</sup>あっせんの<sup>ばあい</sup>申立てがあつた場合に、あつせん  
<sup>ぶかい</sup>部会を<sup>もう</sup>設けてあつせん<sup>とう</sup>等の<sup>たいおう</sup>対応を<sup>おこな</sup>行うほか、<sup>しょうがい</sup>障害を<sup>りゆう</sup>理由とする<sup>さべつ</sup>差別を<sup>かいしょう</sup>解消す  
るために<sup>ひつよう</sup>必要な<sup>せさく</sup>施策について<sup>きょうぎ</sup>協議し、<sup>しちょう</sup>市長に<sup>いけん</sup>意見を<sup>の</sup>述べる。

なお、<sup>ちいききょうぎかい</sup>地域協議会の<sup>うんえい</sup>運営に関しては、<sup>あかしししょうがいしゃ</sup>明石市<sup>さべつ</sup>障害者の<sup>かいしょう</sup>差別の<sup>しえん</sup>解消を支援す  
る<sup>ちいき</sup>地域づくり<sup>きょうぎかいきそく</sup>協議会<sup>もと</sup>規則に<sup>おこな</sup>基づいて<sup>おこな</sup>行うものとする。

## 3 <sup>おも</sup>主な<sup>きょうぎじこう</sup>協議事項

### (1) <sup>ごうりてきはいりよ</sup>合理的配慮の<sup>すいしん</sup>推進に関する<sup>じこう</sup>事項

<sup>しょうきば</sup>小規模な<sup>みんかん</sup>民間の<sup>しょうぎょうしゃ</sup>商業者や<sup>ちいき</sup>地域の<sup>じちかい</sup>自治会、<sup>ごうりてきはいりよ</sup>サークルなどが<sup>ごうりてきはいりよ</sup>合理的配慮の  
<sup>ていきょう</sup>提供で<sup>はっせい</sup>発生する<sup>ひよう</sup>費用の<sup>ふたんかん</sup>負担感を<sup>やわ</sup>和らげるために、<sup>ぜんこく</sup>全国で<sup>はじ</sup>初めて<sup>そうせつ</sup>創設された  
「<sup>ごうりてきはいりよ</sup>合理的配慮の<sup>ていきょう</sup>提供を<sup>しえん</sup>支援する<sup>じよせいきんせいど</sup>助成金制度」の<sup>うんようじょうきょう</sup>運用状<sup>し</sup>況について市から  
<sup>ほうこく</sup>報告を受け、<sup>う</sup>適切な<sup>できせつ</sup>運用や<sup>うんよう</sup>効果的な<sup>こうかてき</sup>活用方法<sup>かつようほうほう</sup>について<sup>きょうぎ</sup>協議する。

また、<sup>しょうぎょうしゃと</sup>商業者等がすでに<sup>じっし</sup>実施している<sup>しょうがい</sup>障害の<sup>じょうたい</sup>状態に<sup>おう</sup>応じた<sup>くふう</sup>工夫や<sup>へんこう</sup>変更、

<sup>ちやうせいとう</sup>調整等の<sup>こうじれい</sup>好事例を<sup>さんこう</sup>参考に、<sup>じよせいきんせいど</sup>助成金制度の<sup>かつよう</sup>さらなる<sup>きょうぎ</sup>活用について協議する。

### (2) <sup>そうだんじれい</sup>相談事例の<sup>たいおう</sup>対応に関する<sup>じこう</sup>事項

<sup>ちいきぜんたい</sup>地域全体の<sup>そうだんたいおうりよく</sup>相談対応力の<sup>こうじょう</sup>向上につなげていくために、<sup>かんけいきかんとう</sup>関係機関等が<sup>たいおう</sup>対応し

そくだんじれい かん じょうほう ごうりてきはいりよ ていきょう むす じれい そくだん ふ  
た相談事例に関する情報、合理的配慮の提供に結びついた事例、相談を踏ま  
えて実施した調整の内容等について事例を共有し、必要な協議を行う。

### (3) 障害理解の研修・啓発などの普及に関する事項

しょうがい ひと たい ごかい へんけん むりかい ごうりてきはいりよ かん じょうほう  
障害のある人に対する誤解や偏見、無理解や、合理的配慮に関する情報  
ぶそく ひ がね はっせい さべつ かいしょう ちいき じつじょう ふ  
不足が引き金となって発生する差別を解消していくために、地域の実情を踏  
まえた障害理解に関する研修・啓発等の内容を検討する。また、地域で障  
りかい ていちゃく こうかてき じょうほうはっしん おこな ひつよう とりくみ  
理解を定着させていくために効果的な情報発信を行うために必要な取組に  
ついて協議する。

### (4) 条例の施行状況の検討及び見直しに関する事項

じょうれい ふそく じょうれい せこうじょうきょう かんあん ひつよう みなお おこな  
条例の附則において、条例の施行状況等を勘案し必要な見直しを行う  
ことが規定されていることから、条例に基づく取組に対して定期的な実施  
じょうきょう てんけんおよ ひょうか おこな ひつよう みと ばあい みなお  
状況の点検及び評価を行い、必要があると認められる場合には、見直しに  
ついて協議する。

じょうき かが じこう ひつよう おう しょうがい りゆう さべつ  
上記に掲げる事項にとどまらず、必要に応じて障害を理由とする差別の  
かいしょう かんれん かだい きょうぎ せさく ゆうこうせい みと じこう  
解消に関連する課題を協議し、施策としての有効性が認められる事項につい  
て市長に意見を述べる等、必要な対応を行う。

### 3 地域協議会のスケジュールについて

今年度の地域協議会の開催については4回を予定。

○第1回地域協議会（5月10日）

○第2回地域協議会（8月下旬）

○第3回地域協議会（11月下旬）

○第4回地域協議会（平成29年2月下旬）